

被ばくセミナー お礼

—まだ間に合う!! 法改正による準備はお済みですか?—

令和2年11月20日開催の被ばくセミナーへの御参加、誠にありがとうございました。

おかげさまで、無事終了することができました。

その際に座長との質疑応答と、参加者の皆様から頂いた質問への回答を講師である工藤先生よりいただきましたので、ここにご報告いたします。

今後もWebセミナーを開催していきたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

また、会に対するご希望がありましたら、以下のURLよりお願いいたします。

https://docs.google.com/forms/d/1uT2bBXvY6KnVWiXPTh3GSzQRxN_wO5PJvkqDUq3sVkl/edit

1. 座長との質疑応答

Q1:船水

単純エックス線撮影の安全管理は具体的に、なにをすればよいのでしょうか。

A:工藤先生:QA/QCを含む安全管理体制を構築することです。

この場合、義務ではないですが、診断参考レベルと自施設の線量を比較し、撮影条件の見直しに用いることが望ましいといわれています。また、線量記録は不要です。

船水:QAといえば、導入装置の受け入れ試験、試運転、QCは始業点検、終業点検等により、装置の性能の維持管理、ポジショニングやシーケンスの確認などでしょうか?

A:工藤先生;その通りです。

Q2:船水

健診センターも今回の対象施設となりますか?

A:工藤先生:健診のみの施設でも診療所として届けてあり、かつ診療用エックス線装置を使用することから、安全管理責任者の配置等の対象施設となります。

Q3:船水

防護メガネを使用しない場合、眼の近傍と頭頸部ガラスバッジの眼の水晶体の等価線量は変わらないということですが、この時、防護メガネを使用した場合は、水晶体の正しい評価は不可能でありドジリスでの評価が必要となるということでしょうか。

A：工藤先生：理想的にはそうなります。

眼の水晶体線量モニタリングガイドラインで示した通り、線量が管理線量(20mSv/年)に近い場合はドジリス等水晶体用専用の測定器での測定が必要となります。

2. Web 参加者からの質問

Q：「医療放射線安全管理委員会の構成メンバーはどなたにすればいいでしょうか。含んだ方がいい役職等があれば、教えてください。」

A：工藤先生

：医療放射線安全管理委員会構成メンバーの職種は、スライド7ページに示す通り

- ・ 医療放射線安全管理責任者の選任
- ・ 副責任者（選任）
- ・ 放射線検査を依頼する、IVRを行う、X線透視を行う医師
- ・ 放射線科医師
- ・ 診療放射線技師
- ・ 薬剤師（放射性医薬品等を取り扱う者に限る。）
- ・ 看護師（放射線診療に関する患者説明等を実施するものに限る。）

その職種ごとの研修内容は、スライド22ページを参照ください。